北海道大学医学部スキー部ＯＢ会会則（案）

名　称

第一条　本会は北海道大学医学部スキー部ＯＢ会と称する。

構　成

第二条　１．ＯＢ会員は、北大医学部スキー部に学生卒業時まで、在籍していたものとする。入部の時期は問わない。

２．中途退部者に関しては、本人の希望とＯＢ会の承諾が得られたものに限りＯＢ会員とする。

目　的

第三条　本会会員相互の親睦および現役部員との交流・支援を目的とする。

役員および任期

第四条　１．本会に下記の役員をおく。

会長：１名、副会長：若干名、会計・事務局：１名

２．役員は会員の選出によるものとする。

３．役員の任期は２年とし、再任は妨げない。

特別会員

第五条 北大医学部スキー部歴代部長を名誉会員とする。また部員としての在籍経験はないが、同じ北大医学部の出身者として、またコーチとして物心両面において、北大医学部スキー部を支援いただいた方をＯＢ会の承諾の下に特別会員とする。

特別会員からは会費を徴収しない。

事　業

第六条　本会は下記の事業を行うものとする。

1）現役部員ならびに部活動の援助。　2）総会および各種会合の開催。

3）会員名簿の作成。4）会員の慶弔に際しての微意を表する。5）その他

会　費

第七条　本会の会費は年会費¥10,000 とする。

会計年度および会計報告

第八条　本会の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、毎年会計報告を行う。

事務局

第九条　本会の事務局はＯＢ会長が委嘱したところに置く。

会則の改正

第十条　会則の改正は総会の決議による。

付記　　本会則は平成年月日より発効する。